

裾野市における空家等対策の推進に関する協定書

裾野市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、裾野市空家等専門家相談事業実施要綱（令和2年3月17日付け裾野市告示第46号）第4条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、市内に所在する空家等の流通を促進するとともに、空家等が管理不全な状態になることを防ぎ、市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物その他の工作物であって、現に使用されていないもの及びその敷地をいう。
- （2）所有者等 空家等を所有又は管理する者をいう。
- （3）相談希望者 空家等の維持管理、処分等について相談しようとする所有者等をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、空家等の所有者等から相談があった場合には、相互に連携・協力して対応するものとする。

- 2 甲は、相談希望者から同意を得た場合には、乙に空家等に関する情報を提供するものとする。
- 3 乙は、相談希望者に対して、前項により得た情報を基に事業提案等を行うことができるものとする。
- 4 乙は、甲から依頼があった場合には、甲が開催する空家等に関する相談会等に協力するものとする。
- 5 乙は、甲から依頼があった場合には、甲が空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により組織する協議会に協力するものとする。
- 6 甲は、空家等の適切な管理及び空家等の有効活用に関する広報や啓発を実施するものとする。
- 7 乙は、甲が行う空家等に関する広報や啓発に協力するものとする。
- 8 乙は、前各項に掲げる取組事項について、乙の構成員等に周知等を行うものとする。

（情報の管理）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た情報については、善良な管理者の注意をもって管理し、前条に規定する取組事項の実施以外には使用しないものとする。

- 2 乙は、前項の規定を遵守するよう徹底するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

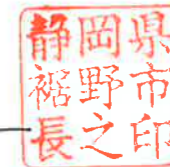
この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月22日

甲 裾野市

裾野市長

高村謙二



乙 静岡県弁護士会

会長

白井正人

